

所得税、市・県民税 の申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

問合せ先 鈴鹿税務署(☎059-382-0353(ダイヤルイン))

確定申告会場

とき

2月7日(月)～3月15日(火)

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

※受付は午後4時までとなりますが、会場の状況により受付を早めに終了する場合があります。

ところ

イオンモール鈴鹿2階

「イオンホール」

※午前9時～10時までの確定申告会場入口は、専門店街南入口のみに なります。

【申告と納税の期限】

- 所得税・贈与税
3月15日(火)
 - 消費税及び地方消費税
3月31日(木)
- ※所得税、消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

○新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会場の混雑緩和のため、入場には日時が指定された「入場整理券」が必要になります。入場整理券は、会場で当日配付またはLINEアプリを使用したオンラインでの事前発行の2通りで発行します。オンラインでの事前発行について詳しくは、国税庁ホームページ([URL https://www.nta.go.jp](https://www.nta.go.jp))をご覧ください。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

○2月7日(月)～3月15日(火)は、鈴鹿税務署において申告書の作成指導や申告相談は行いません。

○1月4日(火)～2月4日(金)および3月16日(水)(土・日曜日、祝日を除く)以降は、鈴鹿税務署で申告相談を行います。(1月17日(月)～2月4日(金)は、入場整理券が必要になります[令和3年中に電話等で事前予約した人を除く])。

自宅のパソコン・スマートフォンからのe-Taxによる申告をぜひご利用ください

税務署や確定申告会場へ行かなくても、自宅のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードまたはe-Tax用のID・パスワードを使用して、e-Taxで送信することができます。また、作成した申告書を印刷し、郵送などで税務署に提出することもできます。

※マイナンバーカードを使用してe-Taxで送信する場合は、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

※e-Tax用のID・パスワードは、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、お近くの税務署で事前に取得してください。

※申告書を郵送する場合は、申告書に本人確認書類の写しの添付が必要になります。

申告書等の送付物について

前年に申告書等用紙が送付されている人のうち、令和2年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の会場で提出した人は、令和3年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに「確定申告のお知らせ」が送付されます。

●亀山市等の地方公共団体による相談会場 ●税理士会による無料相談会場 ●青色申告会による相談会場

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など、確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書です。

※「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書や青色申告決算書、収支内訳書などは送付されません。必要な場合は、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

1. 亀山市での申告相談受付会場のご案内

市が担当する申告相談受付を、次の日程で実施します。

○申告相談受付会場・日程

相談日	時間	会場
2月1日(火)	午前9時～午後4時	神辺地区コミュニティセンター
2月2日(水)	午前9時～11時30分	下白木公民館
	午後1時30分～4時	小川地区生活改善センター
	午前9時～午後4時	天神・和賀地区 コミュニティセンター
2月3日(木)	午前9時～午後4時	野登地区コミュニティセンター
2月4日(金)	午前9時～午後4時	井田川地区北コミュニティセンター
2月7日(月)	午前9時～午後4時	川崎地区コミュニティセンター
2月8日(火)	午前9時～午後4時	昼生地区コミュニティセンター
2月9日(水)	午前9時～午後4時	東部地区コミュニティセンター
	午後1時30分～4時	林業総合センター
2月10日(木)	午前9時～午後4時	井田川地区北コミュニティセンター
2月16日(水)～ 3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後4時	本庁
	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時	関支所

※各地区コミュニティセンター等は、午前8時30分から開場します。

※本庁・関支所では、午前8時から番号札を配布します。

※井田川地区北コミュニティセンターは混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染症防止の観点から来場者数の分散のために、2日に分けて申告相談受付を行います。

新型コロナウイルス感染症防止の観点と各会場の混雑緩和のため、確定申告は税務署への郵送等での提出および前ページに記載されたe-Tax(パソコンやスマートフォンを活用した電子申告)の積極的な活用にご協力ください。

市の会場で受付できない人

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、海外の年金の確定申告をする人、令和2年分以前の確定申告をする人などは、本庁・関支所・各地区コミュニティセンター等では確定申告相談を受け付けすることができませんので、鈴鹿税務署へお尋ねください。

申告に使用する各種書類は、1月19日(水)前後に本庁・関支所に設置します。

2. 確定申告会場をご利用の際は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- ・来場時は、必ずマスクを着用してください。
- ・入場時は、手指のアルコール消毒・検温にご協力ください。
- ・記入に使用するボールペンをご持参ください。
- ・37.5℃以上の発熱がある人は、申告相談をお断りさせていただきます。
- ・発熱等の症状がある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- ・できる限り少人数でお越しください。

3. 所得税の確定申告が必要な人(主な例)

令和3年中に営業・農業・不動産所得のある人や各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人	
令和3年中に給与収入がある人で	給与収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の合計金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
令和3年中に公的年金収入がある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は、確定申告の申告義務はありません。

4. 確定申告をすれば所得税が戻る人

所得税を納め過ぎた人は、還付申告をすることができます。

【主な例】

- 所得が給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- 所得が給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

※上記の内容であっても、計算結果により納付になる場合があります。

※申告義務のない人が行う令和3年分の還付申告は、令和4年1月1日から令和8年12月31日まで行うことができます。

5. 市・県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。

- 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡所得、一時所得または山林所得がある人
- 勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- 医療費控除など各種控除の申告をする人
- 給与所得または公的年金所得のあった人で、ほかに所得がある人

(他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)

※所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、市税証明の交付、国民健康保険税などの保険料の算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、市・県民税申告書を1月下旬に郵送します。

6. 確定申告および市・県民税の申告相談に必要なもの

① 収入・所得に関する書類

収入・所得の種類	必要なもの
営業・農業 不動産所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)※事前に作成してお持ちください。
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本 支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

※配当所得について、多数の支払通知書をお持ちの場合は、所得の内訳書を作成してお持ちください。

② 控除に関する書類

必要なもの
国民健康保険税、介護保険料などの支払金額が分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など控除を受けるための金額を証する書類など

※医療費控除を申告する場合は、**年間の支払額を集計した「医療費控除の明細書」が必ず必要となりますので、事前に作成してお持ちください。**

※領収書の添付や提示のみでは、医療費控除を受けられません。

※寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

③ 共通して必要なもの

必要なもの
本人および扶養者の個人番号確認書類(マイナンバーカードや通知カードなど、マイナンバーの記載があるもの)、本人確認書類(運転免許証、身体障害者手帳など)、還付申告をする人は、還付金の受取口座が分かるもの(通帳など)

※申告内容によって、上記(①収入・所得に関する書類、②控除に関する書類、③共通して必要なもの)のほかにも書類が必要となる場合があります。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、本人確認書類は必要ありません。

7. 国民健康保険の医療費通知(医療費のお知らせ)について

国民健康保険に加入中の人に、令和3年分の医療費通知を発送します。診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用してください。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として活用することができますので、使用する場合は、次のことにご注意ください。

○医療費控除の申告には、医療費通知原本の添付が必要です。再発行はできませんので、大切に保管してください。

○令和3年1月～11月の受診分を今年2月に、令和3年12月の受診分を3月に郵送します。
※医療費通知が届く前に確定申告をする場合は、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

○医療費通知に記載されていないものは、領収書などで「医療費控除の明細書」を作成してください。

※申告に使用した領収書などは、申告期限から5年間保存する必要があります。

※医療費控除の対象にならない医療費等もあります。詳しくは、鈴鹿税務署または税務課市民税グループへお問い合わせください。

○あんま、はり、きゅうなどの施術や、コルセット等の装具の購入などは、医療機関名が記載されていないので、領収書に基づき医療費通知に補完記入してください(補完記入に使った領収書は、確定申告時に提示が必要)。

○支払額には、診療報酬明細書(レセプト)などの診療点数から計算した自己負担相当額が記載されていますので、領収書と金額が異なる場合があります。また、高額療養費などの給付を受けた分が含まれていますので、その場合は確定申告の際に差し引く必要があります。

8. 確定申告および市・県民税申告のお問い合わせ先について

問合先 確定申告の相談 鈴鹿税務署(☎059-382-0353(ダイヤルイン))
市・県民税申告の相談 税務課市民税グループ(☎84-5011)
国民健康保険の医療費通知について 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)